

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和8年10月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の内容	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。(具体的な特定個人情報の流れを別添1に記す。) ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税法ポータルシステム(以下、「eLTAX」という。)を経由し、受領する。(地方税法第383条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) ⑥各種法令および藤沢市条例等に基づいた業務および機関に対する固定資産税賦課情報の提供及び移転。 ⑦納税通知書等電子通知希望申請情報を、固定資産税システムに取り込む。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	課税客体把握： ・課税客体登録・修正機能 法務局の登記済通知情報、および法人からの申請書より、共有者を含めた課税客体の登録・修正を行う。 評価： ・評価項目登録機能 調査した項目を評価情報に登録・修正する。 ・家屋評価計算機能 評価基本情報を基に家屋評価計算をする。 ・土地評価計算機能 評価基本情報を基に土地評価計算をする。 ・償却資産評価計算機能 評価基本情報を基に償却資産評価計算をする。 ・評価額決定機能 評価基本情報を基に計算した評価計算結果より、評価額を決定する。 当初賦課： ・課税計算機能 各資産ごとに課税標準額を算出する。また、課税標準額特例、軽減を算出する。 ・課税決定機能 課税客体ごとに各資産の課税標準額・軽減税額を集計し、当初課税を決定する。 ・当初通知書作成機能 課税客体ごとの課税決定したものを基に、当初通知書を作成する。 ・当初調定表作成機能 当初賦課決定したものを基に、調定票を作成する。 更正： ・更正申告受付登録機能 資産内容の構成等に関する申請を受け付け、変更情報を登録する。 ・更正計算機能 構成内容を基に評価計算、課税計算をし、税額変更、登録をする。 ・更正通知書作成機能 税額変更処理対象の課税客体に対し、納税通知書、納付書、更正決定通知書を作成する。 ・更正調定表作成機能 更正処理結果を基に、更正分調定表を作成する。 発行： ・各種証明書発行機能 納税義務者等の申請を受け付け、評価証明書、資産証明書等を発行する。 ・名寄帳等発行機能 土地家屋名寄帳および各種縦覧帳簿を出力する。 照会： ・各種台帳情報照会機能 賦課台帳より税額・期割情報等の照会をする。 土地、家屋、償却資産台帳より、各資産情報の照会をする。 識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。 統計： ・統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報(概要調書、評価変動割合調べ、総評価見込調べ等)に必要な情報を出力する。 減免： ・審査・減免決定機能 納税義務者・関係部署より受け付けた減免申請書等を元に、内容を審査し、減免を決定する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム (国民健康保険システム、収納管理システム、 地方税通知ポータル(eLTAX))

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	(1) 宛名情報管理機能 ・既存住民基本台帳システムに登録された情報を取得する。 ・藤沢市固有の識別番号(以下「宛名番号」という。)の付番を行い、個人番号にひも付けて管理する。 (2) 住民登録外者登録機能 ・住民登録外者の氏名・住所などの4情報等を登録し、宛名番号を付番する。 (3) 法人登録機能 ・納税義務者の会社名・住所等を登録し、宛名番号を付番する。 (4) 送付先情報登録機能 ・申請書に基づき、送付先情報の登録・管理する。 (5) 相続人・納税管理人登録機能 ・申請書に基づき、相続人・納税管理人の登録・管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	市町村CS
②システムの機能	(1) 本人確認 窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 (2) 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 (3) 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	(1)団体内統合宛名管理 ・ 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ・ 宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・ 中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1)各種設定機能 利用する職員のアカウント登録、権限管理等の設定 等。 (2)符号取得機能 団体内統合宛名システムにて保持している団体内統合宛名番号を利用し、符号を取得する。 (3)情報提供用のデータ登録機能 特定個人情報(連携対象)の登録を行う。 (4)情報照会機能 情報提供の求めを行い、特定個人情報(連携対象)を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	通知IFS(eLTAX)

②システムの機能	(1)ログイン機能 システムにログインする。 (2)税目利用・アカウント権限設定機能 システムを利用する対象税目や利用者情報や権限の設定を行う。 (3)電子通知希望申請/取消申請受付機能 通知ポータルから送信された電子通知希望申請情報/取消申請情報の登録を行う。 (4)電子通知希望申請情報/取消申請情報取得機能 システムから電子通知希望申請情報/取消申請情報を取得する。 (5)電子通知希望申請情報/取消申請確認結果登録機能 電子通知希望申請情報/取消申請情報の確認結果を通知IFSに登録する。 (6)電子通知データ管理機能 電子納税通知書等の登録・削除を行い、管理する。 (7)電子通知データ送信機能 通知ポータルに電子通知データを送信する。 (8)電子化対象帳票PDF化機能 納税者等からの通知に応じて、電子化対象帳票のPDF化を行う。 (9)電子通知対象者現況確認情報管理 システムに登録がある納税者情報のうち、死亡等に伴いマイナンバーカードの電子証明書が失効した納税者等のアカウント情報の提供を受ける。また、納税者等に納付書が届かないことのないよう退会等のアカウント情報を管理する。 (10)アップロード済通知データ情報出力 アップロード済の電子通知データに係る情報を取得する。 (11)リマインド通知 納税者からの電子通知希望申請提出等様々な契機でリマインド通知メールが送付される。 (12)操作ログ管理 地方団体ごとに操作ログを管理する。 (13)メッセージ管理 納税者等に対して個別にメッセージを送信する。納税者等に通知されたメッセージを管理する。 (14)処理結果管理 電子通知データ等のファイル登録結果を取得する。また、取込みされなかったデータのエラー内容を確認し、修正後のデータを登録する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 地方税通知ポータル(eLTAX) ）
システム7	
①システムの名称	電子申告システム(eLTAX)
②システムの機能	(1)ログイン機能 システムにログインする。 (2)申告データの受信・取込機能 償却資産申告書のデータを取得する。 (3)申告データの審査管理機能 取得したデータの審査を行う。 (4)申告データの印刷機能 取得したデータのイメージ作成及び印刷を行う。 (5)申告データの照会機能 取得したデータの内容照会を行う。 (6)連携データ作成機能 固定資産税システムに取込ための一括入力用データを作成する。 なお、固定資産税システム等との直接接続は行っていない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 (注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 地方税法747条の5の2 ・通知を電子的に受け取ることが可能とされたことから、納税者が電子通知を希望する申請を地方団体が受け取るため。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に土地または家屋、有形償却資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)	
	その必要性	固定資産税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第343条に基づく納税義務者(所有者)情報および、番号法14条に基づき償却資産に関する申告情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	【識別情報】 個人番号:所有者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) 【業務関係情報】 地方税関係情報:課税対象となる資産情報を保有する。 生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報、学校・教育関係情報、災害関係情報:減免に係る判定を行うために保有(参照)する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財務部資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (eLTAX)
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (eLTAX)
③使用目的 ※		固定資産税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。
④使用の主体	使用部署	財務部資産税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【資産情報ファイル】 I. 資産情報の管理 以下の通り、資産情報の登録(更新)を行う 1月1日現在、当該市町村内に固定資産を所有する者を管理する。 【課税台帳情報ファイル】 I. 当初課税 各資産情報に対して価格をもとに課税額を決定し、課税台帳を作成する。 II. 更正 申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。
情報の突合		【資産情報ファイル】 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 【課税台帳情報ファイル】 I. 当初課税 ・資産情報を合算するにあたり、その所有者の個人番号を利用して名寄せを実施する。 II. 更正 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
住民情報システムCokas-i V2の構築及び運用保守等		
①委託内容		
住民情報システムCokas-i V2の構築及び運用保守等		
②委託先における取扱者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
日本電気株式会社 神奈川支店		
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先より再委託承諾願いを收受し、再委託承諾書を通知する。なお、委託先との契約に含まれている「機密の保持」について、再委託先にも遵守を義務付けている。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様。
委託事項2～5		
委託事項2		
eLTAX運用		
①委託内容		
eLTAX運用の運用・管理・データ連携を行う		
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社TKC		
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		

再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数		[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] [] [] [] [] [] [] []
⑦時期・頻度	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜庁内環境における措置＞ ・固定資産税情報を電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【資産情報ファイル】

土地

相当年度,物件番号

土地登記情報(所在地番号,表示事由／表示年月日(受付、原因),権利事由／権利年月日(受付、原因),所有者宛名番号,個人番号／法人番号,登記区分,登記名義人氏名,登記名義人住所,登記地目,登記地積)

土地現況情報(異動事由／異動年月日,義務者宛名番号,個人番号／法人番号,現況地目,現況地積,評価区分,画地番号,評価額,特定市街化農地情報,土地非課税情報(課税免除情報 含む),土地特例情報,土地軽減情報,土地減免情報,仮換地情報)

土地画地情報(相当年度,画地地積,評価年度,正面路線価情報,側方Ⅰ路線価情報,側方Ⅱ路線価情報,2方路線価情報,標準地情報,所要補正情報,mあたり評点数)

家屋

相当年度,物件番号,棟番号

家屋登記情報(表示事由／表示年月日(受付、原因),権利事由／権利年月日(受付、原因),所有者宛名番号,個人番号／法人番号,登記区分,所在地番号,家屋番号,登記名義人氏名,登記名義人住所,登記階層情報,登記床面積情報,登記種類,登記構造,登記屋根,画地番号,登記済通知書番号,建物番号,部屋番号)

家屋現況情報(異動事由／異動年月日,義務者宛名番号,個人番号／法人番号,現地調査状況,現地調査日,現況種類情報,現況構造情報,現況屋根情報,工法,評価替区分,評価種類,建築年月日,現況床面積情報,調査評点数情報,再建築総評点数情報,評価建築年,補正率情報,理論評価額,強制評価額,決定価格,住宅戸数,県評価区分,概要調書用軽減情報,多構造評価連番,家屋非課税情報(課税免除情報 含む),家屋特例情報,家屋軽減情報,家屋減免情報)

償却

償却申告情報(義務者宛名番号,納税者ID,個人番号／法人番号,相当年度,屋号,産業分類,資本金,事業開始日,事業終了日,申告書発送区分,申告状況,申告書発送日,申告書受付日,合算先義務者宛名番号)

償却集計情報(義務者宛名番号,個人番号／法人番号,相当年度,申告区分,償却種類コード,前年前取得価格,前年中減少価格,前年中取得価格,取得価格合計,帳簿価格,評価額,決定価格,課税標準額,償却特例情報,償却軽減情報,償却減免情報)

更新年月日,更新職員ID

【課税台帳情報ファイル】

賦課年度

土地課税情報

物件番号

土地登記情報(所在地番号,表示事由／表示年月日(受付、原因),権利事由／権利年月日(受付、原因),所有者宛名番号,個人番号／法人番号,登記区分,登記名義人氏名,登記名義人住所,登記地目,登記地積)

土地現況情報(異動事由／異動年月日,義務者宛名番号,個人番号／法人番号,現況地目,現況地積,評価区分,画地番号,評価額,特定市街化農地情報,土地非課税情報(課税免除情報 含む),土地特例情報,土地軽減情報,土地減免情報,仮換地情報)

土地画地情報(相当年度,画地地積,評価年度,正面路線価情報,側方Ⅰ路線価情報,側方Ⅱ路線価情報,2方路線価情報,標準地情報,所要補正情報,mあたり評点数)

土地課税標準額情報(土地課税標準額情報,下落率,負担水準情報,負担調整率情報,特例課税標準額情報,軽減税額情報,減免税額情報,税相当額)

家屋課税情報

相当年度,物件番号,棟番号,

家屋登記情報(表示事由／表示年月日(受付、原因),権利事由／権利年月日(受付、原因),所有者宛名番号,個人番号／法人番号,登記区分,所在地番号,家屋番号,登記名義人氏名,登記名義人住所,登記階層情報,登記床面積情報,登記種類,登記構造,登記屋根,画地番号,登記済通知書番号,建物番号,部屋番号)

家屋現況情報(異動事由／異動年月日,義務者宛名番号,個人番号／法人番号,現地調査状況,現地調査日,現況種類情報,現況構造情報,現況屋根情報,工法,評価替区分,評価種類,建築年月日,現況床面積情報,調査評点数情報,再建築総評点数情報,評価建築年,補正率情報,理論評価額,強制評価額,決定価格,住宅戸数,県評価区分,概要調書用軽減情報,多構造評価連番,家屋非課税情報(課税免除情報 含む),家屋特例情報,家屋軽減情報,家屋減免情報)

家屋課税標準額情報(家屋課税標準額情報,特例課税標準額情報,軽減税額情報,減免税額情報,税相当額)

償却情報

償却申告情報(義務者宛名番号,納税者ID,個人番号／法人番号,相当年度,屋号,産業分類,資本金,事業開始日,事業終了日,申告書発送区分,申告状況,申告書発送日,申告書受付日,合算先義務者宛名番号)

償却集計情報(義務者宛名番号,個人番号／法人番号,相当年度,申告区分,償却種類コード,前年前取得価格,前年中減少価格,前年中取得価格,取得価格合計,帳簿価格,評価額,決定価格,課税標準額,償却特例情報,償却軽減情報,償却減免情報)

賦課情報

通知書番号,算出税額,差引税額,当初賦課区分,期別,納期限日,期別税額通知書番号,年税額,国保用税額,納税通知書発行年月日,期別税額手入力区分,更正事由コード,更正年月日,更正処理期コード,通知書発行区分,課税標準額_固_土地_免点,課税標準額_固_家屋_免点,課税標準額_固_償却_免点,課税標準額_固_合計_免点,課税標準額_都_土地_免点,課税標準額_都_家屋_免点,課税標準額_都_合計_免点

更新年月日,更新職員ID,電子通知希望申請情報若しくは取消申請情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・提出された申告情報については、当該市町村で所有されている資産であるかを判断した上で、その所有者の確認を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。 ・課税対象でない申告を受理した場合は、当人へ連絡等を行うことで対象者以外の情報を入手しない等の措置を講じている。 <通知IFSにおける措置> 納税者がeLTAXの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
同上	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<固定資産税システム(宛名管理機能)における措置> 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。

その他の措置の内容	システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスすることができないようになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・権限を有している職員の異動・退職情報を日々確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・端末から離れる時は初期画面に戻す。 ・端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書として破棄する。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書にて、以下の内容を明記 ・藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの受領 ・データの持出し ・データの複写及び複製の禁止 ・安全管理義務 ・データの返却・消去 ・記録媒体の破棄 ・監督及び監査 ・従業員に対する教育の実施 ・事故発生の報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
その他の措置の内容	<運用における措置> 特定個人情報ファイルの取扱いの記録を残しており、委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

＜団体内統合宛名システムにおける措置＞

- ・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。
- ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

(1)情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

(2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※) ① 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的個人情報をリスト化したもの。

(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

＜中間サーバーの適用における措置＞

中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

- ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞
- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。
 - ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保する。
 - ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
 - ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 - ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容

【物理的な対策】

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

＜庁内環境における措置＞

- ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。
- ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
- ・監視設備として監視カメラ等を設置する。
- ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。

【技術的な対策】

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。

⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報とは、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜庁内環境における措置＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウィルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
■特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜庁内環境における措置＞ 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。
10. その他のリスク対策	
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ・特定個人情報の適切な取扱いについて、継続的な改善を必要に応じて実施している。 ・評価対象の事務における事務責任者等を設置している。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 0466-50-3567
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	藤沢市 財務部 資産税課 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 0466-50-3511
②対応方法	・問い合わせの対応について、内容により記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年8月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成していません。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年12月17日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)27の項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)27の項	事後	番号法第19条改正に伴う項番号のずれによる変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年12月17日	Ⅲ-1リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条改正に伴う項番号のずれによる変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年12月17日	Ⅲ-2リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条改正に伴う項番号のずれによる変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年12月17日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条 等)	②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第383条 等)	事後	当該団体の解散に伴う、後継団体の名称修正漏れのため、重要な変更には該当しない。
令和3年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(3) 法人登録機能 ・特別徴収義務者の会社名・住所等を登録し、宛名番号を付番する。 (6) 口座情報管理機能 ・申請書に基づき、口座情報の登録・管理する。	(3) 法人登録機能 ・納税義務者の会社名・住所等を登録し、宛名番号を付番する。 (6) (削除)	事後	記載の見直しのため、重要な変更には該当しない。
令和3年12月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム	事後	脱表記の修正のため、重要な変更には該当しない。
令和6年11月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	番号法第9条第1項 別表24の項 (注) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	番号利用法改正による変更のため
令和6年11月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)27の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項	事後	番号利用法改正による変更のため
令和6年11月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託の有無)	委託する	委託しない	事後	特定個人情報と個人情報を取り違えて作成していた為、修正するもの
令和6年11月20日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託するという認識で作成	委託しない	事後	特定個人情報と個人情報を取り違えて作成していた為、修正するもの
令和6年11月20日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(提供)	接続しない(入手)	事後	特定個人情報と個人情報を取り違えて作成していた為、修正するもの

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託の有無 委託しない	委託の有無 委託する 1件 委託事項1 住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等 ①委託内容 住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等 ②委託先における取扱者数 100人以上500人未満 ③委託先名 日本電気株式会社 神奈川支社 再委託 ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先より再委託承諾願いを收受し、再委託承諾書を送付する。なお、委託先との契約に含まれている「機密の保持」について、再委託先にも遵守を義務付けている。 ⑥再委託事項 上記委託内容と同様。	事前	住民情報システムCokas-iの標準化・共通化に伴い、新たにシステムの構築及び運用保守等を委託するため、事前に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	・当市では固定資産税情報を電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバー室にサーバを設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜庁内環境における措置＞ ・固定資産税情報を電磁的記録媒体で調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバー室にサーバを設置している。 ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 定めている 規定の内容 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書にて、以下の内容を 明記 ・麻沢市個人情報の保護に関する条例の遵守 ・秘密の保持 ・指示目的以外使用及び第三者への提供の禁止 ・データの受領 ・データの持出し ・データの複写及び複製の禁止 ・安全管理義務 ・データの返却・消去 ・記録媒体の破壊 ・監督及び監査 ・従業員に対する教育の実施 ・事故発生時の報告義務 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 十分に行っている 具体的な方法 ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事故等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報データの返却または廃棄 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確 認する。 その他の措置の内容 ＜運用における措置＞ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録を残しており、委託側において 利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、 利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。 リスクへの対策は十分か 十分である	事前	住民情報システムCokas-iの 標準化・共通化に伴い、新た にシステムの構築及び運用 保守等を委託するため、事前 に評価の再実施をするもの
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去		【物理的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報シス テムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登 録されたクラウドサービスから調達することとし ており、システムのサーバー等は、クラウド事 業者が保有・管理する環境に構築し、その環 境には認可された者だけがアクセスできるよう 適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関して は、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 その他の措置の内容		【物理的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリスト に登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、 クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがア クセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜庁内環境における措置＞ ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び構築等の可能媒体を保管す る保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には検知による入退室を管理する装置を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 【技術的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの 利用に関する基準【第1.0版】)(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。)に 規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基 準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントク ラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセス、データアクセ ス/パターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理 を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出 やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターン ファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入して いるOS及びネットワークについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インター ネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点から ガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできない よう制御を講じる。 ＜庁内環境における措置＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施 する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定 期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェ ア)関連する情報を含むものを定期的に入手し、最新の情報セキュリティに関する設定 の適用が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離する ことで、セキュリティを担保している。	事前	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。 <物理的な対策> ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入り口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。 <技術的な対策> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。 ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。	■特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <庁内環境における措置> 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去される。	事前	
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か		<団体内統合宛名システムにおける措置> ・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1)情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、審査法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定の個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの適用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。 十分である。	事後	記載項目と実情に相違が見つかったため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に資することを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (1)情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定の個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 十分である。		事後	記載項目と実情に相違が見つかったため
令和7年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	③委託先名 日本電気株式会社 神奈川支社	③委託先名 日本電気株式会社 神奈川支店	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納情報F) 6. 特定個人情報ファイルの保管・消去 保管場所		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームが第三次システムへと移行することによる変更であり、重要な事項に該当しない。
令和7年9月30日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 ・略 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・略 ・略 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームが第三次システムへと移行することによる変更であり、重要な事項に該当しない。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞略 ＜庁内環境における措置＞略 【技術的な対策】 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞略 ＜庁内環境における措置＞略	【物理的な対策】 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞略 ＜庁内環境における措置＞略 【技術的な対策】 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM (コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置) 等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報とは、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞略 ＜庁内環境における措置＞略	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームが第三次システムへと移行することによる変更であり、重要な事項に該当しない。
令和7年9月30日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	・特定個人情報の適切な取扱いについて、継続的な改善を必要に応じて実施している。 ・評価対象の事務における事務責任者等を設置している。	・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ・特定個人情報の適切な取扱いについて、継続的な改善を必要に応じて実施している。 ・評価対象の事務における事務責任者等を設置している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームが第三次システムへと移行することによる変更であり、重要な事項に該当しない。
令和8年10月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法 (第三章第二節 (固定資産税)) に基づき、賦課期日 (その年の1月1日) に当該固定資産 (土地・家屋・償却資産) が所在する市町村において課する地方税 (本評価書では、以後「固定資産税」と称す) である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者 (固定資産課税台帳に所有者として登録されている者) であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。 (地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり (地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 (具体的な特定個人情報の流れを別添1に記す。) ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 (番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。 (地方税法第383条 等) ③価格に関する審査の申出 (地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。 (地方税法第364条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。 (地方税法第367条 等) ⑥各種法令および府県条例等に基づいた業務および機関に対する固定資産税賦課情報の提供及び移転。	(追加) ⑦納税通知書等電子通知希望申請情報を、固定資産税システムに取り込む。 (修正) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方税ポータルシステム (以下、「eLTAX」という。) を経由し、受領する。	事前	令和9年5月開始 納税通知書の電子化によるもの。 その他、現状の事務の内容に関する軽微な修正。
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム、収納管理システム、eLTAX	国民健康保険システム、収納管理システム、地方税通知ポータル (eLTAX)	事前	その他の項目の変更であり、事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～10 システム6 ①システムの名称		通知IFS (eLTAX)	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～10 システム6 ②システムの機能		(1)ログイン機能 システムにログインする。 ～略～ (14) 処理結果管理 電子通知データ等のファイル登録結果を取得する。また、取込みされなかったデータのエラー内容を確認し、修正後のデータを登録する。	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～10 システム6 ③他のシステムとの接続		[○]その他(地方税通知ポータル(eLTAX))	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～10 システム7 ①システムの名称		電子申告システム(eLTAX)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年10月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6～10 システム7 ②システムの機能		(1)ログイン機能 システムにログインする。 ～略～ なお、固定資産税システム等との直接接続は行っていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年10月6日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		【追加】 地方税法747条の5の2 ・通知を電子的に受け取ることが可能とされたことから、納税者が電子通知を希望する申請を地方団体が受け取るため。	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため
令和8年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④主な記録項目	・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等)	・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)	事後	
令和8年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため
令和8年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	委託事項1 住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等 ①委託内容 住民情報システムCokas-iの構築及び運用保守等	委託事項1 住民情報システムCokas-i V2の構築及び運用保守等 ①委託内容 住民情報システムCokas-i V2の構築及び運用保守等	事後	システムのバージョンアップに伴う修正のため、重要な変更には該当しない。
令和8年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		【追加】 委託事項2 eLTAX運用 ①eLTAX運用の運用・管理・データ連携を行う ②50人以上100人未満 ③株式会社TKC ④再委託しない	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため
令和8年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目	【課税台帳情報ファイル】 ～略～ 更新年月日,更新職員ID,	【課税台帳情報ファイル】 ～略～ 更新年月日,更新職員ID,電子通知希望申請情報若しくは取消申請情報	事前	令和9年5月開始 納税通知書電子化のため